## 新しい業務報酬基準による設計監理費見積り書

告示第15号では、請求することができる報酬を、(1)業務経費、(2)技術料等経費、(3)消費税相当額の合計額と定め、特に(1)の中身をイ)直接人件費、ロ)特別経費、ハ)直接経費、二)間接経費の4つに区分している。しかし、これらの個々の額を定めることは容易でないため、告示第15号の第4に直接人件費を元にした「略算方法による算定」を同時に示している。その内容は次の通りである。

イ) 直接人件費・・・建物類型(別添二)に応じた標準業務人・時間数(別添三)に「通常当該業務に従事する者一人の一時間当たりに要する人件費」を乗じて算出

口)特別経費

八)直接経費・・・直接人件費の1.0 倍

二)間接経費 · · ·

すなわち、報酬額(消費税抜き)の合計は下記となる。

報酬額(消費税抜き) = (1)業務経費 + (2)技術料等経費

= イ)直接人件費×2 + ロ)特別経費 + (2)技術料等経費

なお、上記の略算法を採って良いのは、「建築物の床面積の合計が、別添二に掲げる建築物の類型ごとに別添三に掲げる床面積の合計の欄に掲げる値のうちの最も小さい値を下回る建築物又は最も大きい値を上回る建築物にあっては、その略算方法によることができないものとする」とされていることから、一定規模の床面積の建物に限られていることに留意する。また、標準業務量は、業務従事者の技術者レベルに応じて業務量は変わりうるものであり、「一級建築士の免許取得後2年相当の技術者で換算した業務量」であるとされている。

## イ)直接人件費x2

設計	総合 構造 設備	830「人·時」 255「人·時」 145「人·時」	0.040		2.450.200 [III		
		1,230 x	2,810	=	3,456,300 円		
					Х		
					2	=	6,912,600
工事監理等	総合	340「人·時」					
	構造	83「人·時」					
	設備	68「人·時」					
		491 x	2,810	=	1,379,710 円		
					Χ		
					2	=	2,759,420

## 口)特別経費

設計 補助金申請書作成

外観パース作成 2回 地元説明会立ち合い ヒアリング立ち合い

1 式 1,400,000

工事監理 各種検査立ち合い

5回 1 式 300,000

合計見積金額 11,372,020